

## 宮城県いじめ防止対策推進条例の概要

### 【目的】

いじめの防止等のための対策・支援に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、基本的な方針を策定し、及び対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ実効性のあるものとして推進し、もって、**児童生徒の尊厳を保持**するとともに、**健やかに成長できる環境を社会全体で形成**すること

### 【いじめの防止・早期発見・いじめへの対処に当たっての基本理念】

- 児童生徒をはじめ、関係者は、いかなる理由があってもいじめは許されるものではないという認識に立ち、連携協力しながら、いじめ問題を克服することを目指し、県民一丸となって、いじめを生まない環境づくりに取り組む。
- 児童生徒一人一人の人的関係から生じる心身の苦痛を見逃さず、また、これを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす深刻な影響や人間の尊厳に関わる問題であることの理解を深める。
- 十分な原因の究明による再発の防止を含め、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、関係者が連携しながら迅速かつ適切に取り組む。

### 【定義】

- ・いじめ
- ・学校
- ・児童生徒
- ・保護者
- ・事業者
- ・重大事態 について規定

### 【県及び関係者の責務・役割】

<b>【県】</b>	<b>【県教育委員会】</b>	<b>【学校及び学校の教職員】、</b>	<b>【保護者】</b>	<b>【県民・事業者等】</b>
○本県の状況に応じた施策の実施 ○関係者との緊密な連携	○対策を講ずる責務 ○県立学校に関する責務 ○市町村に関する役割	いじめを生まない学校づくり、組織的かつ迅速な対応、実効性のある基本方針の作成	他人を思いやる心及び規範意識を養うこと、いじめからの保護、学校への協力	健やかに成長できる環境づくり、学校への協力

### 【重大事態への対処】

(1)重大事態に対する理解	(2)県立学校に係る対処
(3)私立学校に係る対処	(4)市町村立学校に係る対処

### 【基本的施策等（県が実施する具体的な施策）】

(1) いじめの防止に関する措置	(2) いじめの早期発見に関する措置	(3) 初動対応に関する措置	(4) 学校相互間の連携体制の整備	(5) 災害被災地における対策の推進
(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	(7) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等	(8) 啓発活動	(9) 県立学校の評価における留意事項	(10) 県教育委員会の市町村への指導、助言及び援助

### 【体制整備に関する事項】

いじめ防止基本方針

附属機関の活用

大学等との連携

市町村・学校法人が設置する学校への支援

財政上の措置



いじめの防止・早期発見・いじめへの対処